

4月13日に、自治基本問題調査特別委員協議会が開かれました。

上越市では、「自治体の憲法」といわれる自治基本条例の制定をめざしています。そこにどんな内容を盛り込んだら良いかなどを、公募委員による自治基本条例検討市民会議で検討しています。委員協議会では、検討の進行状況などを聞きました。

何人かの議員からいくつかの意見が出されました。私は、条例制定に向けて、議会として、また特別委員会としてどう関わっていくかが大事な点だと思

いましたので、「議会から案なりを出しても良いか」とい

上越市の憲法が (自治基本条例) 議論されています

うニューアンスの質問をしてみました。野沢部長は、「ぜひ、議会からも提案してください」とこたえていました。行政側が退席したあとの協議でもこのことが話題になりました。市民クラブの山岸、仲田議員と政新の栗田議員は委員会として案をつくっても良いという感じでしたが、市川議長と石平議員は、行政側から出てきた条例案を検討すれば良いという感じでした。

五月に委員会構成が変わりますが、全員一致で「自治基本条例を検討する特別委員会は存続すべきだ」ということになりました。

私が変わりますが、全員一致で「自治基本条例を検討する特別委員会は存続すべきだ」ということになりました。

本当に安全か？ くびきの森自然公園

4月14日、総務常任委員会でくびきの森自然公園整備予定地を視察しました。先日の委員協議会で、「悪臭がするといわれている」という質問があり、視察することになったのですが、肝心の「悪臭」はしませんでした。

この予定地は、保倉川の改修によって取り残された蛇行部分を、昭和30年代から信越化学が廃棄物の処理場として使ってきた場所です。そこを覆土して自然公園にしようというものです。この日も信越化学の担当者に来て、「安全です」と強調していました。「よくもまあ、こんなに」と思うほど、埋立地はたいへん広く、埋め立てられた廃棄物の量は、膨大なものと思われます。

捕まえに何度か通ったのが始まりです。「尻尾の曲がった魚がいる」という情報が寄せられ、それを確認するためでした。当時(今も)党内には化学のことが解る党员が少なく、化学屋で化学会社に勤めていた私に声がかかったものでした。実際、処理場から保倉川に流出する配水管からは黒い水が流れ出し、そこには、「尻尾の曲がった魚」どころか、体全体が「くの字」に曲がったものまでうようよいたものでした。信越化学は当時も今も埋め立てたのはガラス粉とカーボン粉、一部でカーバイド残渣」といっていますが、それだけではこんなことにはならないと思います。

蛇行によってできた自然堤防の上に、キクザキイチゲが雨に濡れて咲いていました。



雨の中視察する議員たち

日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の

市政レポート

2006年4月30日 103
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832